

臨海部まちづくり検討部会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市重要行政課題推進本部設置要綱第5条第1項の規定に基づき、臨海部まちづくり検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討部会は、臨海部のまちづくりにおいて、次に掲げる事項の基本的な方針を検討するものとする。

- (1) 土地の利活用・再編に関すること。
- (2) スポーツ・レクリエーションを始めとした賑わいづくりに関すること。
- (3) 自然環境保全と環境学習に係る取組への寄与に関すること。
- (4) その他臨海部のまちづくりに関すること。

(組織)

第3条 検討部会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 検討部会には部会長及び副部会長を置き、部会長は北田副市長を、副部会長は政策局長及び土木局長をもって充てる。
- 3 部会長は、検討部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第4条 部会長は会議を招集し、その会議の議長となる。

- 2 会議は、部会長、副部会長及び関係委員により行うものとする。
- 3 会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見等を聞くことができる。

(事務局)

第5条 検討部会の事務局は、土木局臨海対策部臨海対策課及び政策局都市計画部都市計画課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年6月3日から施行する。

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月25日から施行する。

別表

北田副市長
政策局長
政策総括室長
都市計画部長
財務局長
資産管理部長
産業文化局長
産業部長
文化スポーツ部長
環境局長
環境総括室長
土木局長
臨海対策部長
公園緑化部長